

岩手沿岸南部広域環境組合職員の通勤手当に関する規則

平成18年 4月21日 規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号)に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の通勤手当の支給の範囲、額、その他支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(通勤手当)

第2条 職員の通勤手当については、釜石市職員の通勤手当に関する規則(昭和33年釜石市規則第13号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。